

【1】子ども・子育て支援事業計画の作成に関する審議・検討事項

1. 国の子ども・子育て会議で示された審議事項の考え方

- (1) 市町村及び都道府県は、法の基本理念，子ども・子育て支援の意義を踏まえて，子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際，次世代育成支援行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析・評価を行うこと。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては，市町村は，四半期ごとを目途として都道府県が定める時期に，市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の事項を，都道府県に報告するなど，関係部局間の連携を促進し，必要な体制の整備を図ること。
- (3) 計画の作成に当たり，教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに，「利用希望把握調査（ニーズ調査）」等を行い，これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し，地域の実情に応じて，子ども・子育て支援事業計画において，計画期間内における具体的な目標設定を行うこと。

量の見込みを設定するように示されている事業 （利用希望把握調査等により把握した利用希望を勘案して）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 ② 利用者支援に関する事業 ③ 時間外保育事業 ④ 放課後児童健全育成事業 ⑤ 子育て短期支援事業 ⑥ 地域子育て支援拠点事業 ⑦ 一時預かり事業 ⑧ 病児保育事業 ⑨ 子育て援助活動支援事業 |
|---|

- (4) 利用希望把握調査（ニーズ調査）の実施に当たっては，地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。
- (5) 計画を定め，又は変更しようとするときは，審議会その他の合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか，地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画は，その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。
- (7) 他の法律の規定による計画で，子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては，子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして差し支えない。

2. 市町村子ども・子育て会議の審議・検討事項

◆ 市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項) ◆

必須記載事項	<ol style="list-style-type: none">1. 教育・保育提供区域の設定（第2項第1号）2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み，実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第1号）3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第2号）4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（第2項第3号）
任意記載事項	<ol style="list-style-type: none">1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（第3項第1号）2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（第3項第2号）3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（第3項第3号）

ニーズ調査（利用希望把握調査）の実施について

1. 実施目的

就学前児童調査は、新たな子ども・子育て支援新制度のもと、平成 27 年度から 5 年間の確保すべき教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的として実施します。（国では小学生保護者への調査は任意の調査としていますが、本市では放課後児童クラブなどのニーズ把握のため、実施します。）

2. 実施概要

次の方法を予定しています。

対 象	配布数	調査方法	備考
①就学前児童の保護者	約 1 6 4 0 票	就学前児童がいる全ての世帯へ、郵送により配布・回収 12月17日配布・26日回収（予定）	国のひな形調査票を踏まえる
②小学生児童の保護者	約 1 3 6 0 票	小学校1年生から4年生がいる全ての世帯へ、配布・回収 小学校を通じ、1月10日配布1月16日回収（予定）	ニーズ調査の補足調査として実施